

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省25-4-2)

施策名	4-2 事業環境整備	担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	中小企業・小規模事業者の事業環境の整備を行う			政策体系上の位置付け	4 中小・地域
達成すべき目標	中小企業の事業環境の整備		目標設定の考え方・根拠	中小企業基本法第5条において、基本方針として、第2項では「中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図る」、第4項では「中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図る」と定められている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	23年度	24年度	25年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	中小企業基本法
	645,196 (521,717)	269,524 (230,156)	26,874		

【測定指標(項目)】

測定指標①	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-12	24年度第4四半期		-	-	-	-	-	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標。
2 東京商工リサーチにおける企業倒産動向	11719	24年度		-	-	-	-	-	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標。
3 東北地方の中小企業の業況判断Di	-19	24年度第4四半期		-	-	-	-	-	-	-	-	被災地の中小企業の業況を判断する指標。
4 「経済センサス基礎調査」における海外直接投資企業数	5630	21年度	21500 ※輸出企業と合計	30年度	-	-	-	-	-	-	-	・本施策における重点事項を定めている日本再興戦略(閣議決定)において、海外展開企業数(輸出、直接投資)については、今後5年間で10,000社増やすとされている。
5 「工業統計表」における輸出企業数(中小製造業)	5937	21年度	21500 ※直接投資企業と合計	30年度	-	-	-	-	-	-	-	・本施策における重点事項を定めている日本再興戦略(閣議決定)において、海外展開企業数(輸出、直接投資)については、今後5年間で10,000社増やすとされている。
測定指標②	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
6 中小企業向け融資実績(補給金対象分)					-	-	-	-	-	-	-	中小企業向けの資金繰り支援の状況を判断する指標。
7 日本公庫の営業経費削減幅					-	-	-	-	-	-	-	中小企業向けの資金繰り支援の状況を判断する指標。
8 中小企業向け危機対応業務の実績					-	-	-	-	-	-	-	中小企業向けの資金繰り支援の状況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 中小企業実態調査委託費	591 (501)	535 (508)	508	平成21年度		国内外の中小企業、特に小規模事業者の実態や直面している課題を的確に把握するために以下の調査を実施する。 1) 中小企業実態基本調査: 中小企業・小規模事業者の売上高、利益額等の財務情報や、従業員数、取引金融機関の種類等の経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業・小規模事業者の実態に関する基礎的なデータを提供する。 2) 中小企業実態・対策調査: 中小企業の動向に関する年次報告(中小企業白書)を作成するほか、中小企業・小規模事業者施策を講じるため、事業環境の変化が中小企業・小規模事業者に与えている影響等に関する調査を行う。	—	0569
2 資金供給円滑化信用保証協会等補助事業	4200 (4200)	4200 (4200)	4200	平成17年度	1.2	あらかじめ各信用保証協会等に対して制度改革促進基金の造成費等を補助する。制度改革促進基金では、事業再生円滑化保証や流動資産担保融資保証等の保証を行ったことから生じた代位弁済額から保険金を控除した損失額等を取り崩す処理を実施する。	—	0574
3 経営安定関連保証等対策費補助事業	132400 (132400)	3900 (3900)	3900	平成12年度	1.2	経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や創業に取り組んでいる中小企業・小規模事業者等の借入に係る保証を行う信用保証協会が負担する損失の一部を補填するため、全国信用保証協会連合会に設置している基金の造成費を補助。	—	0575
4 日本政策金融公庫補給金一般利差補給金	14559 (14559)	13564 (13564)	13106	平成20年度	6	平成20年10月の「株式会社日本政策金融公庫」の発足を機に、国は財政措置の方法を従前の収支差補給方式から政策経費補給方式に見直しを行っており、これに伴い、同公庫が政策的に貸付利率を引き下げることによる減収分等(基準利率と特別利率との差額等)に対して財政措置を講じている。	—	0576
5 日本政策金融公庫補給金利子補給金	77 (77)	194 (194)	438	平成20年度	6	中小企業の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)に対して補給金を手当し、担保や保証人を免除する際の上乗せ金利等を政策的に引き下げる。	—	0577
6 日本政策金融公庫補給金政策金融機関統合準備補給金	58 (58)	39 (39)	49	平成20年度	7	株式会社日本政策金融公庫の店舗統合に必要な経費を交付。	—	0578
7 危機対応円滑化業務	614 (596)	1468 (517)	1251	平成20年度	8	本事業は、以下の3つの予算措置から構成される。 ①株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費の補助(日本政策金融公庫補助金、補助率100%) ②激甚災害が発生した際に、民間指定金融機関が中小企業者に対し低利融資が行えるよう、同公庫が民間指定金融機関に対し利子補給を実施(危機対応円滑化業務利子補給金) ③民間指定金融機関が中小企業者に貸付けを行う際、収支相償となるべき補償料率を0.1%まで政策的に引き下げており、貸付先がデフォルトした時に民間指定金融機関に対して同公庫は損失補償(80%補償)を行う(危機対応円滑化業務料率差補給金)	—	0579
8 中小企業経営力基盤支援事業	— (—)	200 (200)	200	平成24年度	1.2	中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関が、中小企業・小規模事業者に対して、事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を行う場合に、信用保証協会の保証料の減額に必要な財政措置(日本政策金融公庫出資金)を実施する。	—	0580

9	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(復興関連事業)	32 (32)	経産省計 上分 88,223 (82,170)	経産省計 上分 30,559	平成24年度	3	中小企業等グループが復興事業計画(県の認定によるもの)に基づき、その計画に不可欠な施設等の復旧・整備等を行う場合に、原則として国が1/2、県が1/4を補助する。なお、平成25年度から対象地域を被災3県(岩手県、宮城県、福島県)であって、特に復興が遅れている津波浸水地域又は警戒区域等に重点化するとともに、商店街などの商業機能の回復といった地域のニーズに応えるため、共同店舗やコミュニティ施設といった共同施設の新設や、街区の再配置等を補助対象に追加する。 なお、平成24年度までは、商工会等の中小企業支援機能を回復するため、被災した施設等の復旧経費について、国が1/2を補助。 ※24年度からは復興庁で一括計上し、経済産業省で実施する事業。	-	0590
10	中小企業海外展開一貫支援事業	- (-)	- (-)	499	平成24年度	4.5	中小企業・小規模事業者が行う海外展開に係る実現可能性調査(F/S調査)、官民の現地支援機関が連携した現地支援プラットフォームの構築等に要する経費を補助し、中小企業・小規模事業者の海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。 (1)実現可能性調査(F/S調査)支援 海外市場への事業展開を行う際の事業計画策定については、事前準備支援及び実現可能性調査に係る経費の2/3、最大120万円を補助。 (2)現地支援プラットフォーム構築 現地のアドバイザーによる現地パートナーや潜在顧客等とのマッチング、現地拠点設立等の支援をワンストップで実施。	-	0596
11	中小企業海外高度人材育成確保支援事業	- (-)	- (-)	60	平成25年度	4.5	現地の大学等と連携し、現地大学生等と日系中小企業とのマッチングの機会を提供するとともに、日系企業で働く上で必要な日本企業文化講座を実施し、現地において将来の管理職候補となる高度人材の育成・確保を推進する。具体的には、タイ・ベトナム等の日系中小企業と現地大学等との連携により、現地でのジョブフェア(日系中小企業への理解の促進に向けたセミナー、企業によるPR、就職面接等)、企業文化講座(現地日系中小企業や専門家による大学等での講義)を実施する。	-	新25-0093
12	中小企業海外展開総合支援事業	- (-)	- (-)	3151	平成25年度	4.5	(1)中小企業海外展開発掘・事業化支援事業 中小企業の海外展開を支援するため、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)と独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が連携して、実現可能性調査(F/S調査)等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援やミッション派遣を活用した海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。 (2)JAPANブランド育成支援事業 プロジェクトの策定から、具体的な新商品開発・展示会出展等の取組まで、段階的な支援を行う。 <戦略策定段階への支援> 自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケティング調査、セミナー開催などを行う取組に対して1年間に限り支援(補助上限額:200万円(定額))を実施。 <ブランド確立段階への支援> 具体的な海外販路開拓に向けて、市場調査、デザイン開発・新商品開発、展示会出展等を行う取組に対し、最大3年間に渡って支援(補助上限額:2,000万円(2/3))を実施。	-	新25-0094

13	青色申告特別控除	-	-	-	平成5年度	1.2	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書その提出期限までに提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から65万円の特別控除が認められる。その他の青色申告者については、10万円の特別控除が認められている。	-	-
14	土地の譲渡所得に対する特別控除(中小企業高度化事業に係るもの)	-	-	-	昭和49年度	1.2	個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。	-	-
15	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記の税率の軽減	-	-	-	昭和46年度	1.2	中小企業者等が信用保証協会による債務保証を受ける際、信用保証協会が抵当権者となる抵当権設定登記等を行う場合に納付する登録免許税の税率を0.15%に軽減する。	-	-
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会関係)	-	-	-	昭和50年度	1.2	信用保証協会の行う信用保証業務のための基金に充てるための負担金を拠出した場合、その拠出した金額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
17	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	-	-	-	平成4年度	1.2	平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができる。	-	-
18	中小企業者等の法人税率の特例	-	-	-	平成21年度	1.2	中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額について適用される法人税の税率(軽減税率)を本則の19%(租税特別措置の15%)から11%まで引き下げる。	-	-
19	小規模宅地等の特例	-	-	-	昭和58年度	1.2	400m ² までの特定事業用宅地と240m ² までの特定居住用宅地は課税対象評価額の80%を減額。	-	-
20	東日本大震災における被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	-	-	-	平成24年度	3	東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる法人について、債務処理に関する計画が策定された場合におけるその事実が、法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けることができる。	-	-
21	東日本大震災における被災法人について債務免除等があった場合の企業再生税制の適用	-	-	-	平成25年度	3	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより、経営改善、事業再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することができる。 また、少額資産についても資産評価が行われている場合には評価損を計上することができる。	-	-
22	事業承継税制	-	-	-	平成21年度		「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等について、相続税又は贈与税の納税を猶予する。	-	-
23	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	-	-	-	平成16年度		相続又は遺贈により非上場株式を取得した相続人等が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、当該株式をその発行会社に譲渡した場合において、みなし配当相当額について配当課税とせず譲渡益課税とする。	-	-

24	海外展開資金	-	-	-	昭和62年	4	経済の構造的な変化に適応するために海外の地域における事業の開始等に取り組む中小企業を支援する。	-	-
25	中小企業会計活用強化資金	-	-	-	平成24年度	1.2	「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用する中小企業であって、経営規律を維持するために公庫と特約を設定し、きめ細やかな経営改善指導を受けるものを支援する。	-	-
26	社会環境対応施設整備資金	-	-	-	平成8年度	1.2	地上放送のデジタル化により発生した不要施設の撤去、防災に資する施設などの整備に取り組む中小企業者を支援する。	-	-
27	東日本大震災復興特別貸付	-	-	-	平成23年度	5	東日本大震災により被害を受けた中小企業者の再建復興を図る。	-	-
28	海外展開型劣後ローン	-	-	-	平成24年度	5	海外展開に取り組む中小企業者の資金繰り支援の一環として、特に問題となる進出草創期における資本金の問題等を解決するため、従来の融資制度とは異なる期限一括償還型の融資制度を創設・運用し、企業の安定的な事業運営の遂行を促進させる。	-	-